廣報伊方町

発行人 愛媛県西宇和郡 伊方町
編集 伊方町総務課
印刷所 尾上印刷所 八幡浜市天神通 電話91番

選挙まんが

森吉正照

わたくしたちの生活は、政治と密接な関係があり政治によって左右されます。

この政治を行なうのは、わたくしたちが自分で選挙した代表者です。立派な代表者を選びましょう。

義理や人情にとらわれず、お金や物の誘惑にまどわされないで、自分の自由な意志で選びましょう。

棄権は絶対にやめましょう。政治は国民全部のものですから、選挙権のある人は、かならず投票しましょう。

選挙人名簿にのっていなければ投票できません。もれている人は、かならず補充名簿に申請しましょう。

投票用紙には、候補者一人の氏名をはっきり書きましょう。

特集

総選挙

投票日は11月20日

いよいよ、衆議院も解散の運びとなり、衆議院議員の総選挙は、十月三十日に公示され、十一月二十日投票が行なわれる見込みがほぼ確実となった。そこで私たちのくらしと密接な関係をもっている選挙が、正しく行なわれるため、またたいせつな私たちの一票が無効になったり棄権されたりすることのないよう、題して「総選挙」を特集した。

開票は即日

ます、こんどの総選挙は、どのような日程のあらましは、こんなところだが、もうみんなが知っているように衆議院の総選挙には、最高裁判所裁判官の国民審査もあわせて行なわれる。だいたい総選挙と国民審査は同じような日程で進められるが、ただひとつ大きく違うところがある。

さきの日程表にもあるように、総選挙の不在者投票の取り扱いは、十月三十日公示と同時に始められ、国民審査の不在者投票は、十一月十日にならないと始められない。

10月30日 総選挙公示
10月31日 立候補届出受理開始
11月1日 不在者投票取扱開始
11月5日 補充名簿謄製現在期日
11月7日 補充名簿登録受付開始
11月10日 補充名簿登録しめきり
11月11日 国民審査不在投票開始
11月18日 立会演説会（伊方小）
11月19日 補充名簿確定
11月20日 不在者投票取扱最終日
投票・開票

投票時間 朝七時から夕方六時まで

投票はいうまでもなく、投票日にそれぞれの投票所へでかけて、自分でするのが原則。

投票所で投票できるのは、朝七時から夕方六時までにきまっている投票日の前後どうしても、日をかえることができない旅行をしなければならない人もいる。そこでこういう人たちの一票がムダムザ捨てられることのないように、特に設けられているのが不在者投票の制度である。

旅行する人などには 不在者投票

不在者投票をするためには、次のどれかにあてはまる理由がないといけない。

① 投票日の日、町外で仕事をしなければならない人
② やむを得ない用事で旅行または町外に滞在しなければならない人
③ 病気やケガで、投票所へ行けない人
④ 妊娠していて、投票日の前後が予定日で、投票所へ行くことができなくなるかも知れない人
⑤ 監獄や少年院にいる人

この内どれかにあてはまれば、不在者投票ができるわけだが、病気やケガの場合には、不在者投票のできる病院が指定されているので指定病院以外に入院している人や自宅で療養している人は、どうしても役場まで来なければならず、役場まで来ることができれば、ふつうの場合投票所へも行けるわけだから、実質的に不在者投票はできないことになる。

不在者投票のできる病院は、愛媛県下に三十二しかなく、この近所では、八幡浜の市立病院だけである。

郵便でもできる

不在者投票をするには、まず投票用紙と不在者投票用封筒を請求しなければならない。これは直接役場か支所へ出向いてする方法と、旅行先などから郵便で請求する方法がある。郵便請求の場合には、書類が不完全だと、なおしてもらうのにひにちがかかり、投票日までに間にあわなくなることがあるから、旅行先などの役所へ行って書式や証明のことなど選管委の職員によく聞いて書類を作るとよい。

郵便で請求があれば、理由とその証明がよければ、選管委はすぐに投票用紙と封筒および証明書在中と書いて封をしてある封筒を本人に送るから、自宅で書いたり、封を切ったりしないでそのまま（封を切って持っていくと投票できない）最寄りの市町村役場へ行って投票すればよい。総トン数二十トン以上の船舶または三十トン以上の漁船の場合には、船長が不在者投票管理者になるから、船の中で投票できる。

不在者投票用紙と封筒の請求にはその理由の証明書をつけなければならない。

証明をする人は、不在者投票をする理由によって違っている。

自営の仕事は自分が証明

① 町外で仕事をするために不在者投票をする人は、その事業所の長またはその代理人の証明

個人商店にやとわれていれば商店主、自分で営業していれば自分、家事に従事していれば世帯主の証明ということになる。

② 旅行滞在のため不在者投票をする人の場合には、旅行に出発する前なら伊方町長の証明、仕事のことで出張する場合には、事業所の長、旅行滞在地から請求する場合には、その滞在地の市町村長の証明

③ 病気やケガの場合には医師の証明

④ お産のため不在者投票をするときには助産婦の証明

衆院選には去年の名簿

補充名簿の申請をお忘れなく

選挙権があつても、選挙人名簿になまえがのつていないと、投票できない。

選挙管理委員会では、毎年九月十五日現在で基本選挙人名簿を作っている。そして選挙のあるごとに補充選挙人名簿を作っている。

毎年作る基本名簿は、九月に調査はするけれども、その名簿が確定して効力ができるのは、十二月二十日になる。だから十二月二十日以後にならないとその名簿を使うことはできない。

そこでことしの選挙の場合困ったことになる。九月に選挙資格の調査をして、いま名簿を作っているのだから、十一月二十日の選挙に、去年の名簿を使うなどということは、一般常識ではちょっと考えられない。

ところが、こんどの選挙には、ことしの名簿はまだ使えないので、去年の名簿を使うことになる。

だから、ことし九月の資格調査になまえをつけだしているからといって、そのままほってお名簿に洩れていないか確かめていない人は、今一度役場で確かめてみてもし洩れていたら補充名簿の登録申請をすること。これを忘れるといくら選挙権があっても投票はできません。補充名簿の登録申請の期限は十一月七日。お忘れなく。

だから去年の六月十五日から、ことしの七月三十一日までの間に伊方町に住所をさだめた人、昭和十四年十二月二十二日から昭和十五年十一月一日までに生まれた人は、去年の基本名簿以後に三カ月以上住所を有すること、二十才以上になった人であるから、必らず補充名簿の登録申請を、そして去年の名

11月の税金
保険税
納税は11月末日までに

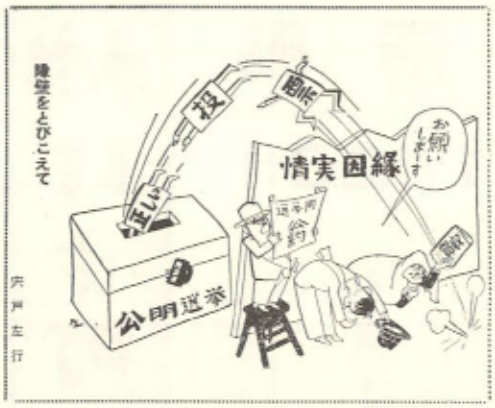

公明選挙

いまさら選挙を正しくとか、公明になどということは、まるで雨頭に立って「通行中のみなさまどうぞ大小便は、便所でお願いします」と呼びかけているようなものである。

こどもでも「シッコは便所でするもの」ということは充分知っている。にもかかわらず立小便はなくならない。情実因縁で投票したり、一パイ飲ましてもらったからといって投票することが悪いことであるぐらいなどでも知っている。しかし公明選挙への道はけわしい、というよりほど遠いというのが現実のようである。右と左のマンガをよく見つめて、総選挙にのぞんでもらいたい。

選挙の統計

過去の選挙の投票率

	伊方	保内	三崎	瀬戸	三崎
	%	%	%	%	%
衆議院選 30-2-27	78	77	85	82	×75
衆議院選 33-5-22	89	88	88	86	×82
参議院選 34-6-2	×62	69	75	71	×65
県知事選 34.1.28	×69	76	85	×73	×73

【注】 ×印は、県平均以下の投票率

衆議院総選挙の変せん

選挙期日	有権者数	選挙資格
	千人	
明23. 7. 1（第1回）	451	満25才以上の男子で直接国税15円以上を納める者
明55. 8.10（第7回）	985	直接国税10円以上を納める者に改正
大 9. 5.10（第14回）	3,065	直接国税3円以上を納める者に改正
昭 3. 2.20（第16回）	12,405	納税要件撤廃
昭21. 4.10（第22回）	36,878	満20才以上に改正 婦人参政権ができた
昭28. 4.19（第26回）	47,090	
昭30. 2.27（第27回）	49,235	
昭33. 5.22（第28回）	52,014	

【注】 選挙期日はいずれも衆議院総選挙で回数は総選挙回数である。有権者数は全国有権者数を単位千人で表わしている。

町内部落別有権者数調

34年12月20日現在

	男	女	計
仁田之浜	181	198	379
河内	176	211	387
湊浦	241	317	558
湊浦二	42	41	83
小中浦	104	116	220
第1投票区計	744	883	1,627
大浜	245	274	519
中之浜	113	113	226
第2投票区計	358	387	745
伊方越	74	79	153
亀浦	82	91	173
第3投票区計	156	170	326
中浦	113	134	247
川永田	270	320	590
川永田二	103	110	213
第4投票区計	486	564	1,050
豊之浦	324	331	655
第5投票区計	324	331	655
奥	115	108	223
向	141	136	277
畑	140	130	270
須賀	114	137	251
久保	72	91	163
西	92	102	194
第6投票区計	674	704	1,378
二見本浦	76	85	161
第7投票区計	76	85	161
加周	83	95	178
田之浦	145	155	300
古屋敷	65	76	141
第8投票区計	293	326	619
大成	91	103	194
第9投票区計	91	103	194
鳥津	81	88	169
第10投票区計	81	88	169
総計	3,283	3,641	6,924

町の日誌

9月13日～14日　秋の赤ちゃん健康診査会――こんどの診査会は、去年の7月から12月までに生まれた赤ちゃんが対象で、男52人女40人の内、男42人女29人が参加して行なわれた。その内発育良好として表彰されたのは男32人女23人の赤ちゃんで特に発育良好で郡の診査会に推せんされたのは次の3人の赤ちゃんでした。

伊方越　兵頭達也くん　藤吉長男
河内　三根生保志くん　菊範二男
須賀　二宮正光くん　徳志長男

9月19日　消防団幹部講習会――伊方町消防団では、消防戦術の修得のため幹部約60人が、伊方中学校に集まり、終日熱心に受講した。

9月26日　定例議会――財政再建計画の変更、追加更正予算、教育委員の任命、職員給与条令改正、起債など17議案の上程された、9月定例議会は、全議案を原案どおり可決し会期1日間で閉会した。

職員給与条例の改正は、去年の7月人事院勧告にもとずいて国家公務員が実施した中級職員の給与改訂に準じて伊方町においても実施しようとするもので、追加更正予算にもこれに必要な経費が計上されている。このほか追加更正予算は、学校の維持修繕費の増額、伊方中改築工事費の追加、町見火葬場復旧費などが計上され、追加額12,575千円で一般会計予算総額はついに1億円を超え、104,267千円となつた。

教育委員の任命は、池田武、栗田龍彦両委員の任期満了によるもので、栗田委員は再任、池田委員の後任に今城弘法氏が任命された。

起債は、35年度起債額が内定したので議会の議決を求められたもので、その起債額は次のとおり。

町見火葬場復旧事業	1,500千円
伊方港湾埋船部改良	1,500
伊方中学改築工事	4,500
大成漁港船部改良	1,000

10月7日　伊方中改築工事地鎮祭――いよいよ伊方中学改築工事も着工の運びとなり、関係者が集まり地鎮祭を挙行した。折り悪く雨に見舞われくわいれ式を除き全て講堂の中で式を行なつた。

11月11日

衆議院議員選挙

立会演説会

午後一時から
伊方小学校講堂

赤は衆院 黒が国審

衆議院の総選挙には、いつものことながら最高裁判所裁判官の国民審査が一緒に行なわれる。

この国民審査は、憲法できめられているからそう簡単にやめることはできない。しかし、相当有識者の人でも、この国民審査で、この裁判官はこんな人だということを充分知って自信をもって投票している人は少ない。

こんどの選挙からは、各投票所に下のような掲示がされることになっている。

一項はあたりまえのことだが、二項は、投票したくない人は投票用紙を受け取らないでください、と書いている。しかし投票所の中では、何もいちいち投票するかしないかということは聞かないで用紙を渡すことになっている。そうしないと棄権の勧奨になるといけないからである。

選挙管理委員会では、別に国民審査の投票を強制もしないし、棄権を勧めもしない。

最高裁判所裁判官国民審査
投票上の注意

一、国民審査の投票用紙には
　①　やめさせた方がよいと思うときは
　　その裁判官の氏名の上の欄に×を書いてください。
　②　やめさせたくないと思うときは何も書かないでください。
二、投票したくない人は投票用紙を受け取らないでください。

いままでは、ただに衆議院選挙の投票をすませ、あとから国民審査の投票をしていたが、ことしは、両方の投票用紙を、一緒に渡すことになっている。

これは、国民審査だけ別に渡すと記載台へ行ってから投票した人はやめさせた方が良いとして×を書いた人、投票をもらってからそのまま投票箱に入れた人は、やめさせなくても良いとした人というように、その人の投票の内容がはたから推測できるから投票の秘密を侵害することになるからである。

そこで気をつけてもらいたいのは赤色で印刷しているのが衆議院の投票、黒色で印刷しているのが国民審査の投票であるということ。これを打ち忘れるとせっかくの投票が無効になってしまうから充分注意してもらいたい。

編集後記

いよいよ衆議院議員総選挙の目前にせまってきたようである。この広報紙がみなさんの手もとにとどくころには、衆議院も解散され、激烈な選挙戦が展開されているかも知れない。

この号は、町の日誌と人口欄を除くほかすべてを「総選挙」に解放した。いわゆる特集号である。

衆議院は、今さら言うまでもなく国政につかさどる、最も重要な立法機関である。その衆議院を構成する代議士を選ぶのは私たちの一票である。その一票が親戚によってムダに捨てられたり、ほんとうに良いと思われる人に投ぜられなかったらたいへんなことである。自分の一票は大切に使いたいものである。

昭和35年9月1日現在
世帯数　2,595
人口12,488（男6,140 女6,348）

婚姻（八月届分）

出生（八月届分）

死亡（八月届分）